

広報誌

西尾法人会

No.147

NISHIO CORPORATION ASSOCIATION



佐久島の風景「東港にある灯台」

- 西尾税務署 定期人事異動 02
- 法人会 Flash News 03
 - 第7回 通常総会・記念講演会
 - 青年部会・女性部会 第7回 通常総会
 - 愛知県法人会連合会 第7回 通常総会
 - 全国女性フォーラム 富山大会
 - 女性部会 視察研修
- 支部の活動 07
 - 東・中支部 春の交通安全市民運動 人波作戦
 - 一色支部 視察研修
- 第8回税に関する絵はがきコンクール実施中..... 08
- 税務署だより..... 09
- 税理士会 NEWS 12
- 行事スケジュール 13
- 法人会会員掲載企業募集 13
- 事務局からのお知らせ 14

佐久島アートピクニック vol 13

佐久島の風景「東港にある灯台」

(表紙写真)

西尾市一色港から定期船で約20分、三河湾のほぼ真ん中に浮かぶ島、佐久島。海水浴や潮干狩り、海釣りなどが楽しめる、人口252人(2015年4月現在)の小さな島だ。風光明媚な島のあちこちに現代アート作品が展示され、黒壁の家並み、自然豊かな森もあって近年大きな注目を集めている。今回紹介するのは東港の防波堤に立っている「佐久島港太井

ノ浦防波堤灯台」。昭和40年に初点灯したもので、塔高8.5メートル、灯高9.5メートル、光達距離5海里で海の安全を見守っている。

夏は特に釣り人やマリネジャーで島を訪れる人も多く、西尾市営の定期連絡船のほか、海上タクシーやプレジャーボートなどが多く行き交う様子がよく見られる。

西尾税務署 定期人事異動



西尾税務署長
市川 孝幸
前任:名古屋中税務署
特別国税調査官(総合)



総務課長
池野 朋宏



法人課税第一部門統括官
高橋 寛明



法人課税第一部門総括担当上席
鈴原 啓一

引き続き、よろしくお願いいたします。

西尾税務署 新メンバー

署幹部	
署長	市川 孝幸
総務課長	池野 朋宏
第1部門	
法人課税第一部門 統括官	高橋 寛明
法人課税第一部門 上席	近藤 洋司
法人課税第一部門 上席	岩間 丈志
法人課税第一部門 上席	鈴原 啓一
法人課税第一部門 調査官	岡田 一之
法人課税第一部門 調査官	篠田 和恵

第2部門	
法人課税第二部門 統括官	鈴木 正裕
法人課税第二部門 上席	佐藤 繁樹
法人課税第二部門 調査官	加藤 潤一
法人課税第二部門 調査官	武田 結衣
法人課税第二部門 事務官	平野 絢子
法人課税第二部門 事務官	宮村 滉大

国税電子申告・納税システム

e-Tax

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

最高5,000円の税額控除 添付書類の提出省略 還付金がスピーディ

法人会 法人会 は 会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索



Flash News

法人会フラッシュニュース

西尾法人会 第7回 通常総会開催

西尾法人会の第7回通常総会が5月23日、西尾税務署の高橋雅登署長や中村健西尾市長らを迎えて、西尾コンベンションホールで開かれた。

開会にあたり、山崎秀夫会長は、法人会の理念に従って公益性の高い活動を積極的に行う中、特に租税教育活動と社会貢献活動に力を入れて取り組んでいる状況をあげた。中小企業を取り巻く経済環境について、米中貿易摩擦などの海外からの影響で先行きの不透明感が増し、消費税増税や働き方改革による雇用環境の変化への対応に加えて、雇用確保を喫緊の課題とした。その上で、「会員の皆様には足元をしっかり見据え、磐石な経営基盤を整え、西尾地域の経済の牽引をお願いしたい。西尾法人会を有効活用され、法人会をより良き団体に育てていただき、ともに成長していきたい」と今後の支援協力を呼びかけた。

議事では平成30年度収支決算報告を審議し、承認。平成30年度事業報告、2019年度事業計画・収支予算などが報告された。また、役員改選では新理事候補者の選任を承認した。

続いて、朝岡一司（朝岡ワールド）、三浦康彦（エムアイシーグループ）、加藤徳藏（兼安）の皆さんに西尾税務署長感謝状と西尾法人会功労者表彰が贈呈され、会員増強功績では大同生命保険、AIG損害保険に感謝状、西尾信用金庫、ミツ

イワ建設に表彰状がそれぞれ贈呈された。

2019年度は、税知識の普及を目的とする事業として税務研修会や税務署長による講演会、納税意識の高揚を目的とする事業として「税を考える週間」での租税教育活動や「税に関する絵はがきコンクール」などを実施。地域イベントへも積極的に参加、また、青年部会、女性部会による租税教室も計画している。



山崎会長

【会員増強功績者表彰】

感謝状 大同生命保険
AIG 損害保険㈱
表彰状 西尾信用金庫
ミツイワ建設㈱



会員増強功績者表彰の皆さん



朝岡一司氏、三浦康彦氏、加藤徳藏氏
税務署長表彰を受ける皆さん

記念講演会

経済ジャーナリスト 渋谷和宏氏が語る 誰も語らない日本経済の行方 ～トランプ政権のリスクと国内経済の可能性～

総会後の記念講演会では、経済ジャーナリストで作家の渋谷和宏氏が「誰も語らない日本経済の行方～トランプ政権のリスクと国内経済の可能性～」をテーマに講演した。

講演で渋谷氏は、米中貿易戦争について「トランプ米大統領は二国間交渉の際、輸出入に係る通商問題と経済・産業の仕組みに係る構造問題に分けて交渉に臨み、通商問題については譲歩の余地があるが、構造問題については相手に変化を強く求める。米政府が日本から米国に輸出する自動車に25%の関税を課すといわれているが、これは通商問題で、米国の防衛装備品を日本が買えば着落する可能性がある。一方、中国での自国企業に対する巨額産業補助金は構造問題で、米国が中国からの輸入品すべてで関税率引き上げをしようとするなどし、見直しを強く迫っている。日本の自動車への関税が25%になる可能性は低いが、トランプ大統領の言動で日本のマーケットに影響が出続けるのは覚悟したほうが良い」と述べた。

一方で、日本経済の足元にはトランプ大統領がうらやむ動きがあると切り出し、事例としてフルサービス型の喫茶店や大手系列のゲームセンターが様変わりしていることを紹介。ゲームセンターでは音量を下げたり、ドリンクバーサービスを始めたり、従業員にサービス介助士の資格を取らせるなど、ターゲットとする客層をシニア世代に転換してきていると説明。昔ながらのフルサービスを提供する喫茶店の大手チェーンであるコマダ珈琲店が青森での出店で全都道府県への出



渋谷和宏氏

店を果たすなど、団塊の世代をターゲットにしたマーケティングが成功していると解説した。

経済的、時間的、体力的に余裕を持ったシニア層が日本の消費の最前線に戻り、100年に一度の消費変革の第一幕が開いたと渋谷氏は説明。「テレビ番組などもシニア層をターゲットにした健康番組が増えたが、このようにシニア層に受けた商品やサービスは普遍的な価値があり、どの世代にも受け入れられることが最近わかってきた。シニア世代をマーケティングの拠点にすることが新たなモノづくりのトレンドとなっている」と団塊の世代が重要なカギを握っていることを強調した。

めまぐるしく変化する環境へ対応するリーダーの要件として、「聴く力」を挙げた渋谷氏は、まとめとして「周囲の言葉に耳を傾けて問題意識を持ち、世の中の変化をすばやく察知し、その変化に対応する企業努力が全世界で求められている。皆さんも従業員の声をしっかり聴いて、危機感を共有し、英知を結集して会社を盛り上げていきましょう」と出席した経営者たちに呼びかけた。



青年部会・女性部会 第7回 通常総会開催

西尾法人会青年部会、同女性部会の第7回通常総会が5月17日、西尾商工会議所で開かれ、来賓に西尾税務署の高橋雅登署長、本会の山崎秀夫会長らを迎えて行われた。

青年部会では本多淳部会長があいさつで、「納税意識の向上と社会貢献を軸としてさまざまな事業を展開してきた。特に力を入れている租税教室には皆さんの多大なる協力を得た。また、会員増強についても尽力いただき、感謝している」と活動を振り返った。任期を終えるにあたり新体制の活躍を期待しながら「一人でも多くの会員が集い、よき経営者を目指してほしい」と呼びかけた。

議事として平成30年度事業・決算報告ならびに2019年度事業計画・予算案などを審議し、原案通りに承認された。役員改選において新部会長に伊藤武行氏を選出した。

伊藤新部会長は「今年度も税務研修会や租税教室などを中心



伊藤新部会長

に引き続き活動を行っていくとともに、8月には子ども向けの新規事業も計画している。会員減少は全国のどの会も深刻な問題で、当会でも11人が任期をもって退会される。さらなる会員拡大に向けて皆さんの協力をお願いしたい」と挨拶した。

女性部会では杉田和江部会長が挨拶に立ち、「8回目を迎えた税に関する絵はがきコンクールでは、昨年も多く的小学校からの協力が得られ、年々応募数も増えており当会においても力が入る事業のひとつになっている。次年度は市内小学校26校の全校応募が達成されるよう、会員みなさまのます



岩瀬新部会長

ますの協力をお願いしたい」と語った。

議事では、平成30年度事業・決算報告ならびに2019年度事業計画・予算案などを審議し、原案通りに承認された。役員改選では岩瀬恵子氏を新部会

長に選出した。

岩瀬新部会長は「租税教室や絵はがきコンクール、市民茶会での呈茶活動など、歴代の部会長とともに築きあげた活動をより充実させ、みなさまとともに成長していきたい」と抱負を語った。

総会終了後、青年部会・女性部会合同の記念講演会が行われ、怒りを笑に変えるクレーム・コンサルタントの谷厚志氏が「お客様の怒りを笑顔に変える法則」をテーマに講演した。

有名企業のクレーム対応部署での事例を交えながら、「クレームはお客様からのアドバイス。共感しながら話を聴き、理解を示すことでお客様の怒りは収まる。クレームを学びと捉え、仕事の改善のきっかけにしてみれば」とユーモアあふれる語り口であったという間の90分間の講演となった。



講演する谷厚志氏



愛知県法人会連合会 第7回 通常総会開催

愛知県法人会連合会は6月11日、名鉄ニューグランドホテルにて第7回通常総会を行った。平成30年度決算承認の件などの議案が審議され、満場一致で承認された。また、平成30年度事業報告ならびに2019年度の事業計画および予算についての報告があった。

西尾法人会からは全国法人会総連合功労者表彰で判治隆男氏、田中英彦氏が表彰を受けた。また、愛知県法人会連合会長表彰では池田吉平氏と岡田義雄氏に表彰状が、朝岡一司氏、三浦康彦氏、加藤徳藏氏に感謝状が贈られた。

【全国法人会総連合功労者表彰】（敬称略）

判治隆男 吉良建設(株)
田中英彦 西尾法人会専務理事

【愛知県法人会連合会長表彰】

<表彰状>

池田吉平 イケダヤ製菓(株)

岡田義雄 (株)山吉

<感謝状>

朝岡一司 朝岡ワールド(株)

三浦康彦 (株)エムアイシーグループ

加藤徳藏 (株)兼安



第14回 法人会 全国女性フォーラム富山大会へ出席

第14回法人会全国女性フォーラム富山大会が4月25日、富山産業展示館テクノホールにて開催され、全国の法人会女性部会から400部会、約1,600名が参加した。西尾法人会からは11名が参加した。

「輝めく女性の輪 - 富山から未来へ -」を大会キャッチフレーズに盛大



講演する奥田瑛二氏

に開催され、第1部の記念講演会では、俳優で映画監督の奥田瑛二氏が「わが映画人生」と題し、講演を行った。

第2部の大会式典では、税務当局、関係団体等から多数の来賓が出席。挨拶や祝辞があった後、富山県内女性部会による社会貢献活動や租税教育の様子が映像で紹介され、大会宣言が読み上げられた。

式典後はアトラクションや懇親会が開かれ、全国から集まった女性部会員らが親交を深めた。

会場では、平成30年度の「税に関する絵はがきコンクール」のパネル展示もあり、全国から応募のあった24万6千点の中から単位会代表作品432点が展示された。次回は来年4月に愛媛県にて開催される予定である。



女性部会 視察研修開催

6月6日、女性部会が視察研修を行い、名古屋市の三菱 UFJ 銀行貨幣資料館を訪問した。

同資料館は世界最大の金貨で豊臣秀吉が作らせた現存3枚の天正沢瀉(おもだか)大判をはじめとした貴重な古い貨幣などが展示されている。

館所蔵の歌川広重の復刻版画展も開催されており、教養を深め合うことができた。

また古川美術館分館である古川為三郎記念館も見学し、昭和初期に建てられた数寄屋造りの建築と趣きのある庭園などをじっくりと見て回ることができた。

Activity of a branch 支部の活動

東・中

交通安全運動 人波作戦



5月15日

春の交通安全人波作戦が行われ、西尾法人会から東・中支部が参加しました。

人波作戦は春と秋の交通安全市民運動に合わせて交通安全協会西尾支部らが主催して実施しているもので、西尾法人会は毎回欠かさず参加しています。

「シートベルトを着用しよう」などののぼりを掲げてドライバーへ交通安全を呼びかけたり、登校途中の小学生に積極的に挨拶するなど地域の交通安全を訴えました。

一色

京都鉄道博物館を視察



6月22日

一色支部が京都へ視察研修に行ってきました。

西尾労働基準協会一色支部との合同による視察研修で、開館以来賑わいを見せている京都鉄道博物館を訪れました。蒸気機関車から新幹線まで日本の近代化を牽引した貴重な新旧53両が展示されている様子は圧巻のひとつ。交流を深め合いながら楽しい視察となりました。

大好評です!

インターネットセミナー ぜひご利用ください!

無料

西尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www.nishiohojinkai.or.jp/>

西尾法人会

検索

で検索いただけます

ID
パスワード

会員ID: hj1831
パスワード: 3515

会員の方は300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

今年度も開催!

第8回

税に関する

じっしちゅう
実施中!

絵はがきコンクール

西尾法人会女性部会では、小学生に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的に、毎年「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。

今年度も西尾市内の小学6年生を対象に、応募用紙を学校

を通じて配布中です。優秀作品は11月に行われる「税を考える週間」行事“税金展”にて発表し、内1点は愛知県法人会連合会へ出品されます。たくさんのご応募、お待ちしております。

表彰式は11月24日(日)西尾コンベンションホールで開催を予定しています。

第7回（平成30年度）西尾法人会分 優秀作品



西尾税務署長賞

大澤ひかり（一色中部小）



西尾法人会長賞
松浦未歩（幡豆小）



女性部会・金賞
野呂香菩里（室場小）



女性部会・銀賞
柴垣光希（矢田小）



女性部会・銀賞
渡辺真央（横須賀小）



女性部会・銀賞
平井香帆（八ツ面小）



女性部会・銅賞
迫田煌至（西尾小）



女性部会・銅賞
小林芽生（花ノ木小）



女性部会・銅賞
山本さくら（八ツ面小）



女性部会・銅賞
齋藤瑛明（矢田小）



女性部会・銅賞
太田玲良（一色東部小）



女性部会・銅賞
黒木輝（横須賀小）

税務署だより

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

令和元年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度や軽減税率対策補助金制度の理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度等説明会を開催します。

どなたでもご参加いただけますので、是非ご出席ください。

開催日時

日にち	時間	日にち	時間
2019年8月8日(木)	14:00~14:30	10月23日(水)	14:00~14:30
8月22日(木)			
9月 5日(木)			
9月19日(木)			
10月10日(木)			
		11月13日(水)	
		11月28日(木)	
		12月12日(木)	
		12月26日(木)	

ところ：西尾税務署 1階会議室（西尾市熊味町南十五夜41-1）

- 上記の説明会は、同様の説明内容のため、いずれの日時にご出席いただいても結構です。
- 会場の収容人員の都合により、ご出席いただけない場合もございます。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

説明内容

- ・軽減税率制度の概要
- ・軽減税率対象補助金制度（事業者支援措置）の概要

お問合せ先

西尾税務署 個人課税部門 又は 法人課税部門 TEL0563-57-3111（内線221・271）

※ 税務署の担当者にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

4月22日から
フリーダイヤル
スタート!

消費税
軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く。）

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

QRコードから
特設サイトへ



□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率が、令和元年(2019年)10月1日より **10%**(現行8%)となります(注)

(注) 税率が10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。

期限内納付のために

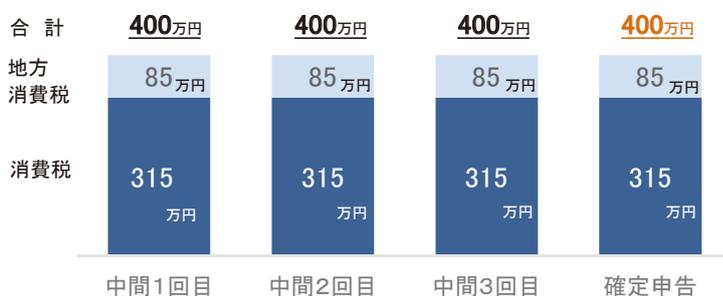
課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします！

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。税率の引上げにより消費税額(年税額)は10%で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は8%で計算されるため、確定申告においては、10%の税率により計算された消費税額(年税額)と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

○ 令和元年(2019年)9月期(税率引上げ前)

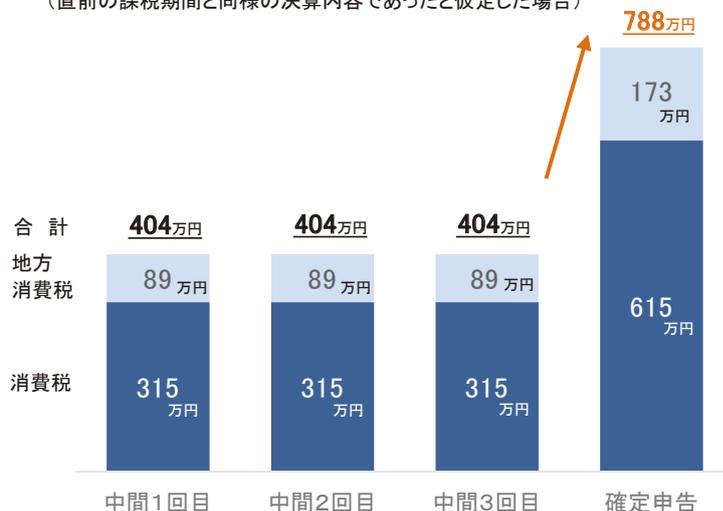


税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 1,200万円
⇒ 400万円×3回=1,200万円
- 確定申告による納付額 **400万円**
⇒ 1,600万円-1,200万円=400万円

○ 令和2年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



税率10%

- 年税額 2,000万円
- 中間申告による納付額 1,212万円
⇒ 404万円×3回=1,212万円
※ 地方消費税は引上げ後の税率(1.7%→2.2%)が適用されます。
- 確定申告による納付額 **788万円**
⇒ 2,000万円-1,212万円=788万円

確定申告時の納付額が増加します。
計画的な納税資金のご準備を！

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正社員と非正規社員の間の子不合理な待遇差が 禁止されます！

同一企業内において、
正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



個人事業者の事業承継税制の創設

今回の税理士会NEWSでは平成31年度税制改正大綱のなかから「個人事業者の事業承継税制の創設」を取り上げます。

個人版事業承継税制の概要としては、相続税の納税猶予と贈与税の納税猶予となり法人の事業承継税制と同じような構成となります。認定を受けた相続人又は受贈者が、平成31年1月1日から平成40年（令和10年）12月31日までの間に、相続又は贈与により事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、事業用資産に対応する相続税又は贈与税を納税猶予できる仕組みとなっています。

猶予税額は10割で法人の事業承継税制と同様です。また、都道府県で認定を受けるなどの手続きも同様です。

一方で、贈与税及び相続税の申告後は、3年に一度税務署に継続届出書を提出すればよい、先代経営者も後継者も青色申告の承認を受ける必要がある部分など、異なる部分もあります。

法人の事業承継税制と同様、平成31年4月1日から平成36年（令和6年）3月31日までの5年間の間に都道府県に承継計画を提出することが必要になります。法人版でも同様ですが、制度の期限は10年で贈与・相続後に認定を受けることになりませんが、その前提として5年間のうちに計画を提出しておく必要があります。

対象となる資産は、事業の用に供されていた土地、建物および建物以外の減価償却資産で青色申告書の貸借対照表に計上されているものです。ただし、土地については、面積は400㎡までで不動産貸付用のものは除かれます。建物についても、800㎡までの部分に限定されています。減価償却資産についても、営業用として自動車税・軽自動車税の課税対象となっているか、固定資産税の対象となっているものに限定されています。

猶予税額の免除については、死亡まで事業を継続するか、次の代に納税猶予制度を利用して引き継いだ場合と、法人版事業承継税制と概ね同じパターンとなっています。

特別な取り扱いとしては、納税猶予を受けた経営者が事業用資産を現物出資することにより法人成りした場合に、納税猶予を継続して、法人の事業承継税制につながるができるようになってきている点です。

ご不明な点がございましたら税務署もしくは税理士会にお問い合わせください。

【制度の概要】

- 事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予します。

※建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等
 ・事業用宅地の面積上限（400㎡）と事業用建物の床面積上限（800㎡）を設定
 ・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付

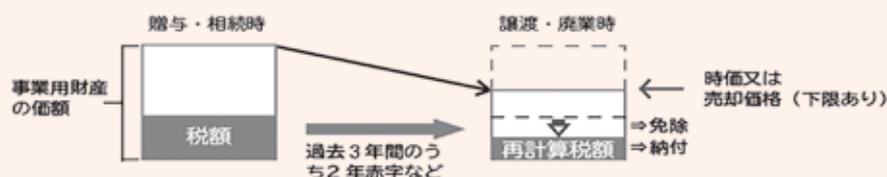
- 相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とします。

- 事業等の継続要件

- ・相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設けます。
- ・個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設けます。

※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除



※貸付事業（アパート、駐車場等）は、本措置の対象外とします。この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じます。

税務・会計セミナー開催決定!

解説「企業の税務」～6回にわたり、企業に関わる調査・税制などについて解説します～

- ◆講師：大嶽法央先生（税理士法人高須会計事務所 税理士）
加藤恭子先生（税理士法人高須会計事務所 社会保険労務士）
- ◆会場：西尾市文化会館3階 302会議室 ◆時間：午後2時～午後4時
- ◆受講料：無料

	日程	主な内容
第1回	令和元年9月10日(火)	[消費税率引上げ]への対応
第2回	10月24日(木)	令和元年度「税制改正」はこうなった
第3回	11月 7日(木)	働き方改革 ～実務対応～
第4回	12月19日(木)	「調査・相談」事例解説
第5回	令和2年1月24日(金)	「決算」、使える税制
第6回	2月18日(火)	速報・令和2年度「税制改正」

税務簿記セミナー 受講生募集!

西尾税務署より講師をお迎えし、やさしい解説と実習や税務上の注意事項も交えたセミナーです。

商業簿記3級程度の内容となっております。

- ◆時間：毎回午後2時～4時
- ◆受講料：1,200円（教本代のみ）

	日程	場所
第1回	10月 3日(木)	西尾市文化会館 201会議室
第2回	10月 9日(水)	西尾市文化会館 201会議室
第3回	10月17日(木)	西尾市文化会館 201会議室
第4回	10月24日(木)	西尾市文化会館 201会議室
第5回	10月30日(水)	西尾市文化会館 201会議室
第6回	11月 6日(水)	西尾商工会議所 2階小ホール

◆お申込み、お問い合わせ先
(公社)西尾法人会事務局 TEL0563-54-3515

法人会会員メリットの提供をお願いします!

掲載無料!

このコーナーでは会員企業をご紹介し、法人会会員特典の提供をお願いするものです。

☆宣伝したい商品、サービス、会社PR等もあわせ、お気軽にご応募ください。

次回は平成30年10月発行予定の広報誌に掲載を予定しています。

お問合せ
西尾法人会事務局
TEL0563-54-3515 まで

掲載企業募集!

たとえば…

編集部のイチオシ! vol.1
13品目の新鮮な魚貝を使用した
あじやの沼津丼
サンプル
¥1,800(税別)
お一人様一枚サービス
有効期間 平成27年7月実施
あじや 魚仲買商協同組合の直営店
■アクセス 日本橋町12番

写真も掲載
できます

会員だけにメリット
あるお得なクーポンを
提供してください。

事務局からのお知らせ

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に（法人会 自主点検チェックシート）と記入することができます。

1.平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表面)に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、各種チェックシート等を活用した社内監査実施の有無を記入します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2.また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	西尾法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	(役職名) 法人会の会員であることをご記入ください。
	営業時間 時 時
定休日	毎週(毎月) 曜日(日)

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

西尾法人会への
ご意見・情報など
お寄せください。

公益社団法人 西尾法人会

〒445-0854
西尾市永楽町3丁目45番地
西尾信用金庫中央支店内2F
TEL: 0563-54-3515
FAX: 0563-54-3590



広報誌 西尾法人会

No.147 令和元年7月発行

発行所 公益社団法人西尾法人会

〒445-0854 西尾市永楽町3丁目45番地

西尾信用金庫 中央支店内2F

TEL0563-54-3515

FAX0563-54-3590

http://www.nishiohojinkai.or.jp/

E-mail hojin240@crocus.ocn.ne.jp

編集発行人 広報委員会

委員長 安藤 寛一 (安藤木型株)

副委員長 村井 一仁 (西尾コンクリート工業株)

委員 辻 克典 (株エムアイシーグループ)

委員 加納 友行 (株加納鉄工所)

委員 鈴木 俊紀 (株鈴木電気商会)

委員 清水 輝寿 (阪部工業株)

委員 中村 章宏 (株中日総合サービス)

委員 成瀬 嘉則 (糟谷産業株)



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度
企業保障プラン
総合型V⁺Mタイプ
(大同生命の定期保険+ AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中 無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

三河支社/
 愛知県岡崎市明大寺町字菩提門13-2(大同生命岡崎ビル1F)
 TEL 0564-51-7941

AIG AIG損害保険株式会社

岡崎支店/
 愛知県岡崎市末広町4-15(AIG損保岡崎ビル2F)
 TEL 0564-23-8211

- ◎この資料は2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。